

第7次留萌市総合計画策定方針（案）

1 策定趣旨

留萌市では、平成28年12月に市の最上位計画である「第6次留萌市総合計画」を策定し、まちの将来像として「みんなでつくる まち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌」を掲げ、「安全・安心なまち」「充実した教育と健康のまち」「活力あるまち」「コンパクトなまち」の4つの基本理念に基づき、まちづくりを進めてきました。

しかし、現計画期間中においては、世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症が地域経済や市民生活に大きな影響を及ぼし、感染症対策を経て定着した新たな生活様式やデジタル化の進展など、社会構造は大きく変容しています。

加えて、人口減少や少子高齢化に伴う労働力不足、公共施設・社会インフラの老朽化対策、エネルギー価格や物価の高騰など、自治体経営を取り巻く環境は極めて厳しさを増しています。

このような厳しい現実と時代の転換期にあって、市民の誰もが安全・安心に暮らし続け、また、これから生まれてくる子どもたちが次の時代も住み続けたいと思えるまちづくりを進めるためには、環境の変化を的確に見極め、柔軟に対応することが重要になっています。

こうした時代の変化に対応しながら、次の世代へ持続可能な地域社会を引き継いでいくため、令和9年度を初年度とする「第7次留萌市総合計画」を策定します。

2 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 市民とともに創り上げる計画

計画の策定過程において、市民が意見を反映できる機会を設けます。特に、市の未来を担う若い世代の意見を積極的に取り入れます。

(2) バックカスティング手法による計画

将来の留萌市の姿を描き、その将来像を実現する道筋を未来から現在へとさかのぼって考える「バックカスティング型」の手法を用いて計画を策定します。

策定した計画が市民の暮らしに好循環をもたらすよう適切に運用するとともに、市民にとってわかりやすい内容となるよう努めます。

【バックカスティングとは】

未来の目標（将来像）をまず描き、そこから逆算して「今何をすべきか」を考える手法です。現状の延長線上で考えるのではなく、目指すべき姿から出発する点が特徴です。

(3) 人口減少に対応し、持続可能なまちづくりを実現する計画

市が直面する少子化・人口減少という地域課題に対応するため、生活環境の整備、仕事づくり、交流人口・関係人口の増加につながる魅力づくりなどを推進し、人口減少の抑制に取り組むとともに、人口規模の減少に対応できる持続可能なまちづくりを目指します。

(4) 社会経済の潮流、時代の変化に柔軟に対応できる計画

脱炭素社会の実現に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）、デジタル社会の実現に向けたDX（デジタルトランスフォーメーション）など、社会経済の潮流や情勢の変化を捉え、柔軟に対応できる計画とします。

(5) 市民に分かりやすい計画

市民と行政が共通の指針としてまちづくりの課題や方向性を共有できるよう、簡潔かつわかりやすい表現で策定します。

3 総合計画の構成

第6次総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構成でしたが、第7次総合計画では「基本構想」「基本計画」の2層構成とします。

(1) 実施計画を廃止する理由

- ① 3か年ローリング方式による実施計画は、2年目・3年目の事業費が概算・見込みベースとなり、物価や人件費の変動、財政状況などにより、毎年度の予算編成過程で再度調整が必要となるため、事業の先送りや組み替えが生じやすいこと。
- ② 重点化事業・継続的事业・法定事業のすべてが並列で掲載されるため、政策的なメリハリが見えにくいこと。
- ③ 当初予算編成後の策定となり、形式的なものになりがちであること。
- ④ 実施計画を廃止することで、「留萌市自治基本条例」第15条第3項に規定されている分野別計画と総合計画の関係性が明確になること。
- ⑤ 実施計画が担っていた「事業と総合計画との関連性」「中期的な投資見込」「新規事業の事前審査」などの機能は、既存資料を活用して代替すること。

【実施計画機能の代替手法】

実施計画の機能	移行先
総合計画との関連性	予算説明資料、事務事業評価、施策評価などで補完
中期的な見通し	3年先までの方向性は財政フレームや分野別計画で補完
重点事業の明示	主要施策資料の掲載内容を見直し
進捗管理・評価	毎年度の事務事業評価、施策評価を通じて進捗を管理し、改善につなげる
情報公開	市政執行方針、主要施策資料により重点施策の方向性を説明

(2) 総合計画の役割と位置付け

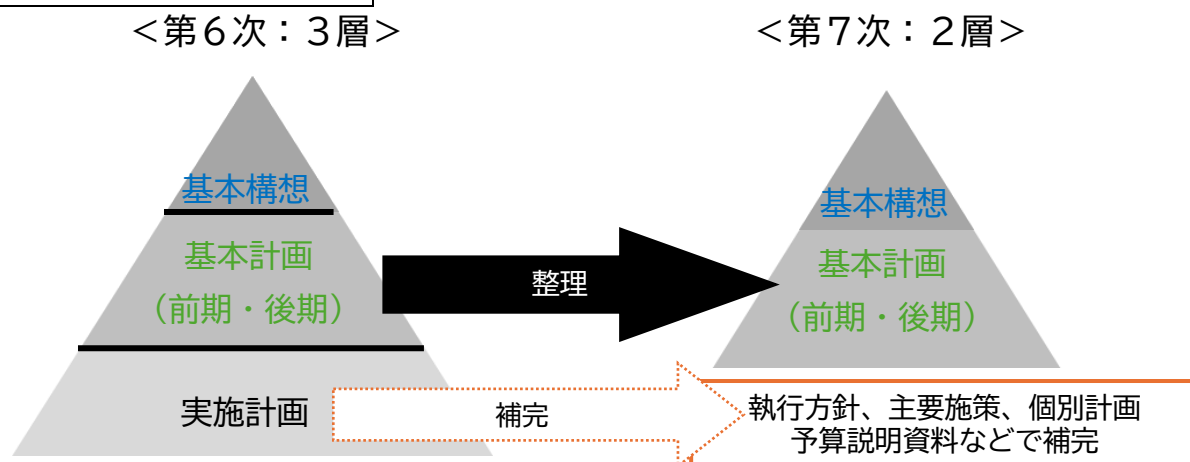
① 基本構想

本市が目指すべき将来像と、その実現に向けた基本理念や基本目標を定めます。

② 基本計画

基本構想に掲げる目標を実現するため、市が取り組むべき政策や施策の方向性を示します。

総合計画の新たな構成



4 計画期間

次期総合計画の計画期間は、令和9（2027）年度から令和18（2036）年度までの10年間とします。

「基本構想」は10か年、「基本計画」は前期・後期それぞれ5か年としますが、社会経済情勢などにより、必要に応じて見直しを行います。

5 総合計画の策定手法・体制

自治基本条例に基づき、市議会、市民会議、パブリックコメントをはじめ、市民が参加できる体制を構築します。

また、多様な主体を対象としたヒアリングなどを開催し、市民がより身近に感じられる計画を策定します。

(1) 市議会

第6次総合計画の策定においては、議会からの様々な提言等を経て、計画内容の充実を図ってきました。

次期計画の策定にあたっては、この基本姿勢のもと、策定の進捗状況や市民会議での議論の状況について常任委員会等へ随時報告し、情報の共有を徹底します。その上で「留萌市議会の議決すべき事件を定める条例」第2条第1号の規定に基づき、次期計画を上程します。

(2) 意見聴取の機会

① 市民会議の設置

将来のまちづくりについて市民の視点から議論し、市長に提言します。提言内容は計画策定に反映するとともに、その結果を市民に公表します。

② その他意見聴取の機会

ア 各種団体などを対象にヒアリングを開催し、施策の方向性などの意見を聴き、計画に反映します。

イ 計画案についてはパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して策定します。

(3) 庁内検討体制

総合計画は、市全体の施策を体系的に位置づける計画であることから、事務局となる政策調整課が中心となりつつも、各部・各課が主体的に関わる全庁的な取組として策定します。

策定にあたっては、各所管において担当分野の現状と課題の整理や施策の方向性の検討を行い、事務局との協議を重ねながら、計画内容を積み上げていきます。

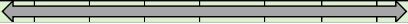
また、庁議や部長会議などの既存の庁内組織を活用し、全庁的な合意形成を図りながら、策定を進めます。

6 策定スケジュール

令和9年度の計画施行に向け、令和8年度中の策定完了を目指します。

既に完了している基礎調査を基盤に、総合計画の策定に至る全プロセスを迅速かつ集中的に推進していきます。

※ 策定スケジュール（案）

年度		令和7年度												令和8年度											
作業項目		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
策定準備作業	市民アンケート																								
	課題整理 現計画の検証 本市の現状把握と主要課題整理 関連計画の整理																								
庁外検討体制	市民会議 ① 策定方針、課題整理 ② 基本構想ビジョン検討 ③ 基本構想案審議 ④ 基本構想案審議 基本計画案審議 ⑤ 基本計画案審議 ⑥ パブコメ反映 ⑦ 提言	 ① 策定方針 ② 基本構想ビジョン検討 ③ 基本構想（案）審議 ④ 基本構想（案）審議 ⑤ 基本計画（案）審議 ⑥ パブコメ反映 ⑦ 提言																							
	・市内各団体へのヒアリング （留萌商工会議所ほか、NPO、高校生など） ・市民説明 など	 団体 町内会長会議																							
	パブコメ 基本構想案、 基本計画案、 パブリックコメント	 パブコメ																							
市議会	総務経済常任委員会等 定例会	 ・市民会議での議論の状況や策定の進捗状況について常任委員会等に随時報告 ・議会のご意見を計画に反映しながら成案化を進めていきます。 第1回定例会 議案提出																							
関連作業	新規・主要事業ヒアリング																								
	予算編成																								

※各回の検討内容（案）は資料4のとおり